

生駒市学童保育指導員の勤務条件

R7.10

一、報酬

基本報酬及び退職金掛金の額は別表1のとおりとする。初任給は3号給とし、昇給は勤務成績が良好であれば、1年2号給とする。ただし、採用後3年までの昇給は1年3号給とする。なお、昇給月は、第3条の場合を除き、4月とする。

一、昇給

昇給は66号をもって停止する。ただし、66号に達するまでに満55歳以上60歳未満については1年1号給の昇給とし、満60歳になればその年度をもって停止とする。

一、昇給の延伸

疾病による病気休暇、介護休暇、欠勤等により勤務しなかった日数が、勤務日（昇給の対象月の初日から1年間）の6分の1を超えた場合、昇給については3ヶ月の延伸とする。

一、指導員の身分

正規指導員の身分は、昭和59年3月6日付覚書に基づき、地方公務員法第3条第3項の3に基づく非常勤特別職とする。

一、放課後児童支援員認定資格

都道府県知事又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市の長が行う研修を、採用4年以内に終了すること。なお4年を超えて終了していない者の昇給は1年1号給とする。また疾病による病気休暇や介護休暇等で、その期間に受講できなかった者はこの限りではない。

なお認定資格取得後の昇給は、翌年度より1年2号給とする。

一、定年

満65歳に達した日以降における最初の3月31日に退職する。

一、手当

地区代表主任については、地区代表主任手当として月額14,500円。代表主任については、代表主任手当として月額11,000円。主任については、主任手当として月額2,500円を支給する。なお、地区代表主任・代表主任・主任手当の重複支給は行わない。

指導員会について、1月に2回以上出席した場合、1回を超える出席回数1回につき、2,500円を支給する。但し、1回を超える出席回数2回を支給の限度とする。

採用5年未満の指導員で放課後児童支援員認定資格を取得している者は、月額3,000円を支給し、採用5年以上の指導員で放課後児童支援員認定資格を取得している者は、月額5,000円を支給する。(放課後児童支援員認定資格取得の翌年度より)

再延長保育に従事した者に、1回につき700円の再延長手当を支給する。

一、期末特別報酬

基本報酬に15,000円を加え、生駒市特別職の支給割合を乗じ、さらに次の在職期間及び欠勤に伴う支給割合を乗じた額とする。

◎期間率

在 職 期 間	在職期間に 伴う割合
期末手当は、6月1日及び12月1日の基準日に それぞれ在職する指導員に支給	
6 月以上	1 0 0 分の 1 0 0
5 月以上 6 月未満	1 0 0 分の 8 0
3 月以上 5 月未満	1 0 0 分の 6 0
1 月以上 3 月未満	1 0 0 分の 3 0
1 月未満	1 0 0 分の 0

◎欠勤率

在 職 期 間						欠 勤 に 伴う割合
6月まで	5月まで	4月まで	3月まで	2月まで	1月まで	
欠勤 8日以内	欠勤 7日以内	欠勤 5日以内	欠勤 4日以内	欠勤 3日以内	欠勤 2日以内	100分の100
// 15日以内	// 13日以内	// 10日以内	// 8日以内	// 5日以内	// 3日以内	100分の 80
// 20日以内	// 17日以内	// 14日以内	// 10日以内	// 7日以内	// 4日以内	100分の 60
// 20日を 超える	// 17日を 超える	// 14日を 超える	// 10日を 超える	// 7日を 超える	// 4日を 超える	100分の 0

一、保険加入等

健康保険・厚生年金・雇用保険・労働災害保険・中小企業退職金共済・スポーツ安全保険への加入及び健康診断の実施・被服の貸与を行う。

一、勤務内容及び勤務時間

基本報酬に対応する勤務内容及び勤務時間は次の形態によるものとするが、基本報酬には単に勤務時間のみならず指導員としての専門的要因も勘案されており、従って各学校における創立記念日、保護者参観及び運動会行事並びに各年の暦による違い等については、これを包含するものとする。なお、これによらない勤務が生ずる場合にはその処理方法等事前に調整する。

A形態 通常（月～金）放課後保育（5時間勤務）

（12：30または13：00出勤のシフト勤務）

12：30～17：30

13：00～19：00 （延長保育に従事する。18時以降は時間外手当を支給する。）

再延長 13：00～19：30 （延長+再延長保育に従事する。18時30分

再延長 13：30～19：30 以降は時間外手当を支給する。）

B形態 短縮授業（給食無）時保育（6時間30分勤務）

11：00～17：30

11：00～19：00 （延長保育に従事する。17時30分以降は時間外手当を支給する。）

再延長 11：00～19：30 （延長+再延長保育に従事する。17時30分以降は時間外手当を支給する。）

卒業式前の6年生（在籍の有無によらない）の短縮授業時はB勤務とする

B－C形態 始業式・終業式及び入学式後の超短縮時保育

（1年生の給食開始までの期間）（7時間30分勤務）

10：00～17：30

10：30～19：00 （延長保育に従事する。18時以降は時間外手当を支給する。）

再延長 10：30～19：30 （延長+再延長保育に従事する。18時以降は時間外手当を支給する。）

C形態 三期（春夏冬）休業、入学式、卒業式、卒業式後、創立記念日、

保護者参観振替保育（8時間勤務）

8：00～17：00・・・①

8：30～17：30・・・②

10：00～19：00・・・③ （延長保育に従事する。）

再延長 10：00～19：30・・・③ （延長+再延長保育に従事する。19時以降は時間外手当を支給する。）

卒業式当日の勤務はC形態（8時勤務は必須ではない。）

6年生が在籍しない学童の卒業式後については、②及び③とする。

C－C形態 土曜日（8時間勤務）

8：30～17：30

その他 指導員会勤務 1ヶ月当たり

2時間00分

一、職務専念義務の免除

所定の勤務時間内で、かつ円滑な運営に支障を来さない範囲において、健康診断、保護者会及び保護者会が主催する行事等に参加する場合、予め協議の上、必要に応じ職務に専念する義務を免除するものとする。また、学校行事（運動会、音楽会、土曜参観等）のある土曜日についても、必要に応じ職務に専念する義務を免除するが、運動会は午前11時まで、その他の行事は、午後0時30分までを限度とする。

一、休暇

日曜、祝祭日の休暇の他、年次有給休暇及び特別休暇等は、次のとおりとし、その都度、休暇届を提出するものとする。

年休の取得については、1時間単位で取得できるものとし、5時間をもって1日（三期休業等、所定労働時間が5時間を越える場合は、その時間。）とする。

◎年次有給休暇

採用日の 属する月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
有給休暇 の日数	20 日	18 日	17 日	15 日	13 日	12 日	10 日	8 日	7 日	5 日	3 日	2 日

適用期間 4／1～3／31 ・ 次年度繰越 最高20日

◎その他特別休暇等

年末年始休暇	12月29日～1月3日
夏期（盆休）休暇	8月13日～15日 但し、この期間に日曜日がある場合は、8月中において、さらに1日の休暇を取得することができる。
指 定 休 暇	1ヶ月の内で本人が指定する2日
特別指定休暇	連続する6日間の勤務で、勤務時間が週40時間（時間外勤務を除く）を超えるその週において1日
振 替 休 暇	指導員学校、学童保育フェスティバル、日曜・祝日の研修等
公民権の行使	選挙権その他公民としての権利を行使する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。 必要と認められる期間 報酬：支給する
裁判員等の休暇	裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他の官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。 必要と認められる期間 報酬：支給する
産前・産後休暇	出産予定日の8週間前～産後8週間 （医師又は助産婦の証明に基づく） 身分：継続 報酬：支給しない 期間中、準正規指導員又は常勤パートを配属
育 児 休 暇	産後休暇終了から子が1歳に達するまでの連続した期間 ただし、子が1歳に達する日の前日において育児休暇中であり、下記の理由がある場合は子が2歳に達するまで延長を可能とする。

	・ 保育所入所を希望しているが、入所できない場合 ・ 子の養育を行っている配偶者であって、1歳以降子を養育する予定であったものが、死亡、負傷、疾病等の事情により子を養育することが困難になった場合 (正規指導員として雇用が1年以上の者に限る) 身分：継続 報酬：支給しない 期間中、準正規指導員を配属
介護休業	配偶者、父母、子、配偶者の父母、祖父母、兄弟姉妹、孫が要介護状態(負傷、疾病または身体上もしくは精神上の障害)により1週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする場合 (正規指導員として雇用が1年以上の者。また、取得予定日から起算して、93日を経過する日から6ヶ月を経過する日までに契約期間が満了し、更新されないことが明らかでない者) (対象家族1人につき3回まで、通算93日を限度) 身分：継続 報酬：支給しない 開始2週間前までに申請要
介護休暇	配偶者、父母、子、配偶者の父母、祖父母、兄弟姉妹、孫が要介護状態(負傷、疾病または身体上もしくは精神上の障害)により1週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする場合 年度で5日まで。1日または時間単位 (要介護者が2人以上の場合は10日) 身分：継続 報酬：支給する (ただし、期末特別報酬の欠勤日には含まない)
病気休暇	3ヶ月を限度 身分：継続 報酬：支給しない
忌引休暇	別表2のとおり 報酬：支給する
生理休暇	勤務することが著しく困難な場合 報酬：支給する
病気休暇(短期)	負傷又は疾病のため、療養する必要がある、自宅もしくは入院による安静加療を必要とする旨が記載された医師の証明書等により、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 年度で5日まで。1日単位 報酬：支給する
結婚休暇	必要と認められる5日を限度 入籍又は結婚式の日から1ヶ月以内に取得するものとする。 報酬：支給する
子の看護休暇	中学校就学前までの子を養育しており、子の病気・けがのため看護を必要とする場合(中学校就学前の子1人に年5日、2人以上の場合は10日)時間単位の取得可 身分：継続 報酬：支給する (ただし、期末特別報酬の欠勤日には含まない)
妊娠中の女性指導員が健康診査を受ける場合	妊娠6月(1月は28日として計算する。以下同じ)までは4週間に1回、妊娠7月から9月までは2週間に1回、妊娠10月から出産までは1週間に1回、当該検診1回につき正規勤務時間内の範囲で必要と認められる期間 報酬：支給する

一、休日の振替

甲は、業務のため必要があると認めるときは、前条に規定する休日をあらかじめ他の日に振り替えることができるものとする。

この規定により勤務した場合は、時間外勤務取扱いによる手当の支給は、一切行わないものとする。

一、休憩

甲は、勤務時間が6時間超える時は45分、8時間以上の時は1時間の休憩時間を与えなければならない。

一、通勤手当

通勤手当の対象及び額については、次のとおりとし、これに該当する場合は通勤届を提出するものとする。なお、勤務地及び住居に変更があったときは、速やかにその旨届け出なければならない。

◎支給対象

通勤のため交通機関を利用してその運賃を負担することを常例とする者及び自動車等を使用することを常例とする者で、徒歩により通勤したものとする場合の通勤距離が片道2km以上の者とする。

◎支給対象

- ・1ヶ月の運賃が、55,000円以下の場合はその全額。
- ・55,000円を超えるときは、55,000円とする。
- ・自動車等にあつては次のとおりとする。ただし、ただし、自転車を使用することを常例とする者のうち、対人・対物賠償額が5,000万円以上の損害保険に加入した者については、1,500円を加算する。

片道	2 km以上	5 km未満	2, 0 0 0 円
	5 km以上	1 0 km未満	4, 2 0 0 円
	1 0 km以上	1 5 km未満	7, 1 0 0 円
	1 5 km以上	2 0 km未満	1 0, 0 0 0 円
	2 0 km以上	2 5 km未満	1 2, 9 0 0 円
	2 5 km以上	3 0 km未満	1 5, 8 0 0 円
	3 0 km以上	3 5 km未満	1 8, 7 0 0 円
	3 5 km以上	4 0 km未満	2 1, 6 0 0 円
	4 0 km以上	4 5 km未満	2 4, 4 0 0 円
	4 5 km以上	5 0 km未満	2 6, 2 0 0 円
	5 0 km以上	5 5 km未満	2 8, 0 0 0 円
	5 5 km以上	6 0 km未満	2 9, 8 0 0 円
	6 0 km以上		3 1, 6 0 0 円

- ・職務上の出張（異動による調整、正規の一時的な補充）の場合に他から出勤した者への実費弁償。但し、通常の通勤手当の範囲内で処理される場合を除く。

一、欠勤等（有給休暇以外）

欠勤等が生じた場合は、基本報酬月額を該当月の本来勤務すべき日数で除し、欠勤し

た日数を乗じて算定した額を差し引く。

一、延長保育勤務の免除

次の各号に該当する場合、本人の申し出により8時から8時30分及び17時30分から19時までの延長保育（19時30分までの再延長保育）への従事を免除するものとする。

- (1) 小学校卒業までの児童を養育している場合
- (2) 家族の介護を行っている場合
- (3) その他、延長保育への従事が困難であると認められる場合

経過措置

1 昇給については、次のとおりとする。

- (1) 平成20年1月1日現在の在職者については、継続して正規指導員の身分を維持した場合に限り満65歳まで1年2号昇給とする。
- (2) 前号の者を除き、平成28年4月1日現在の在職者については、継続して正規指導員の身分を維持した場合に限り、満55歳以上満60歳未満については1年2号昇給とする。

2 平成28年度に限り、平成27年度及び平成28年度新規採用者を除いて5号昇給とする。

3 令和2年度に限り、令和2年度新規採用者を除いて、昇給月に1号昇給を加えることとする。

4 正規指導員の身分は令和2年度以降、地方公務員法第22条の2第1項第1号に基づく会計年度任用職員とする。

5 令和2年6月1日採用者に限り、昇給月は、第3条昇給の延伸の場合を除き、6月とする。

6 令和4年6月1日採用者に限り、昇給月は、第3条昇給の延伸の場合を除き、6月とする。

7 令和4年8月1日採用者に限り、昇給月は、第3条昇給の延伸の場合を除き、8月とする。

8 令和5年度に限り、令和5年度新規採用者を除いて、4月の号給に1号昇給を加えることとする。

別表 1

号給	報酬月額
1	161,300
2	163,500
3	164,700
4	165,900
5	167,100
6	168,300
7	169,500
8	170,700
9	171,900
10	173,100
11	174,300
12	175,500
13	176,700
14	177,900
15	179,100
16	180,300
17	181,500
18	182,700
19	183,900
20	185,100
21	186,300
22	187,500
23	188,700
24	189,900
25	191,100
26	192,300
27	193,500
28	194,700
29	195,900
30	197,100
31	198,300
32	199,500
33	200,700
34	201,900
35	203,100
36	204,300
37	205,500
38	206,700

号給	報酬月額
39	207,900
40	209,100
41	210,300
42	211,500
43	212,700
44	213,900
45	215,100
46	216,300
47	217,500
48	218,700
49	219,900
50	221,100
51	222,300
52	223,500
53	224,700
54	225,900
55	227,100
56	228,300
57	229,500
58	230,700
59	231,900
60	233,100
61	234,300
62	235,500
63	236,700
64	237,900
65	239,100
66	240,300

退職金掛金月額	
1年目 ～ 5年目	6,000
6年目 ～ 10年目	7,000
11年目 ～ 15年目	8,000
16年目 ～ 20年目	9,000
21年目 ～ 25年目	10,000
26年目 ～ 30年目	12,000
31年目 ～ 35年目	14,000
36年目 ～ 40年目	16,000
41年目 ～ 45年目	18,000
46年目	20,000

別表 2

親族	日数
配偶者	10日
父母	7日
子	5日
祖父母	3日(職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては、7日)
孫	1日
兄弟姉妹	3日
おじ又はおば	1日(職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては、7日)
父母の配偶者又は配偶者の父母	3日(職員と生計を一にしていた場合にあっては、7日)
子の配偶者又は配偶者の子	1日(職員と生計を一にしていた場合にあっては、5日)
祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母	1日(職員と生計を一にしていた場合にあっては、3日)
兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹	1日(職員と生計を一にしていた場合にあっては、3日)
おじ若しくはおばの配偶者又は配偶者のおじ若しくはおば	1日